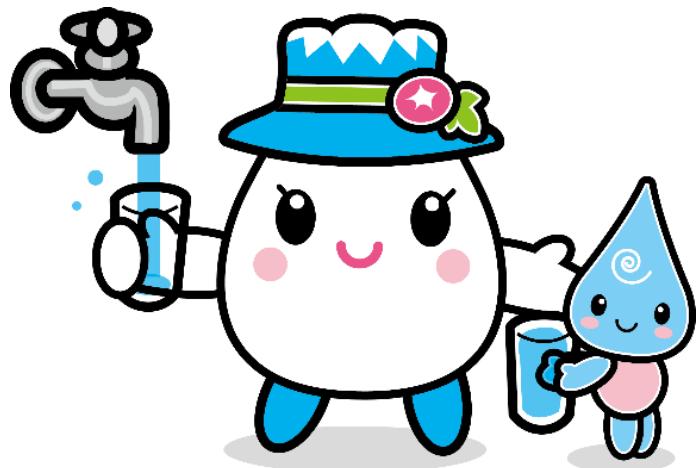




公営企業の課題について



令和7年8月29日（金）
日時 午後1時30分～
場所 本庁舎7階 議会第3会議室



① 「公営企業経営戦略」での答申 (R7.2.18)

市民サービスに必要なサービスの安定提供

- 施設改築・更新費用の低減及び、平準化
- 農業集落排水施設の集約化
- 維持管理における効率化及び、民間活力の活用

経営基盤の強化、財政マネジメントの向上

- 維持管理の持続的な効率化
- 経費回収率を100%以上

厳しい経営状況（少子高齢化による使用料減少・施設更新需要の増大）を踏まえた独立採算制の維持、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上

早期の料金改定が必要

であるが

- 
- 更なる経費節減
 - 事業財政状況の見える化
 - 住民の理解を得るような丁寧な説明

公営企業経営戦略改定以降も、5年に1回の頻度で、使用料改定も含めた見直しの実施



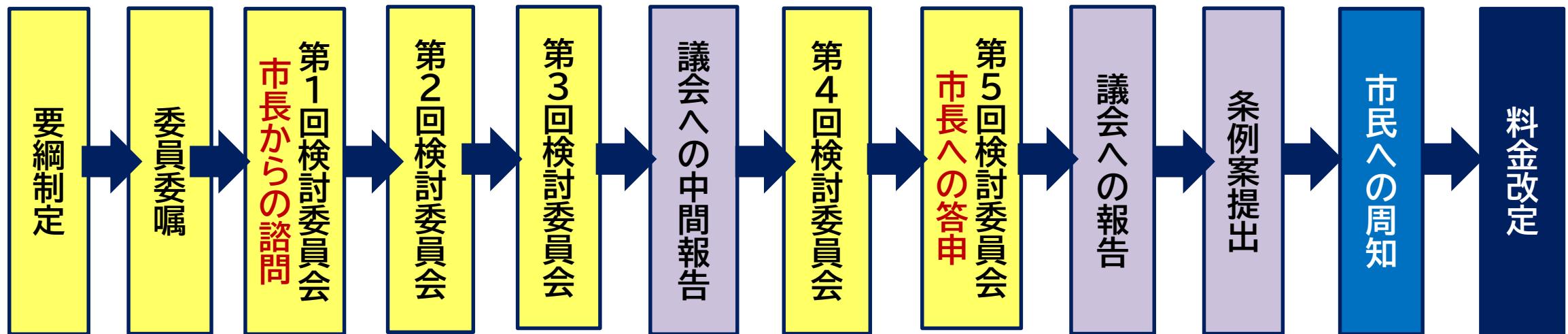
水道事業ビジョン	公営企業経営戦略（下水道）
水道事業ビジョンの中間見直しにおいて示された収支シミュレーションにおいて、令和11年度に、単年度欠損が発生する見通しとなっていることから、その前年度までに料金改定する必要がある。	少子高齢化による使用料の減少や、施設の老朽化による更新需要の増大など、厳しい経営状況を踏まえ、公営企業会計における独立採算という原則を維持していくためにも、早期の料金の改定が必要と考える。
令和10年度 水道料金 9.1%値上げ（案）	令和 9年度 基本使用料20%値上げ（案）
	令和12年度 従量使用料を20%値上げ（案）

※水道料金及び、下水道使用料同時の改定は、市民の皆様の負担感も強くなることが予想されるため、改定はそれぞれ異なる時期に実施することが望ましいと考えています。

③料金改定の流れ（案）



水道料金、下水道料金の改定について、白山市上下水道料金検討委員会を設置し、市長より諮詢・審議の後、答申を受け、料金改定を行います。





④なぜ今、上下水道料金の改定が必要か

○施設の老朽化に伴う維持更新費用の増加に対応するため

これまでに整備された水道・下水道施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要なこと、耐震化などの災害対策を進める必要があります。

○事業の持続可能性を確保するために適正な料金設定が必要なため

将来にわたり安全で安心な上下水道サービスを提供するため、公営企業として独立採算で経営を維持できるよう施設を維持改修していくための費用を加えて料金を設定する必要があります。

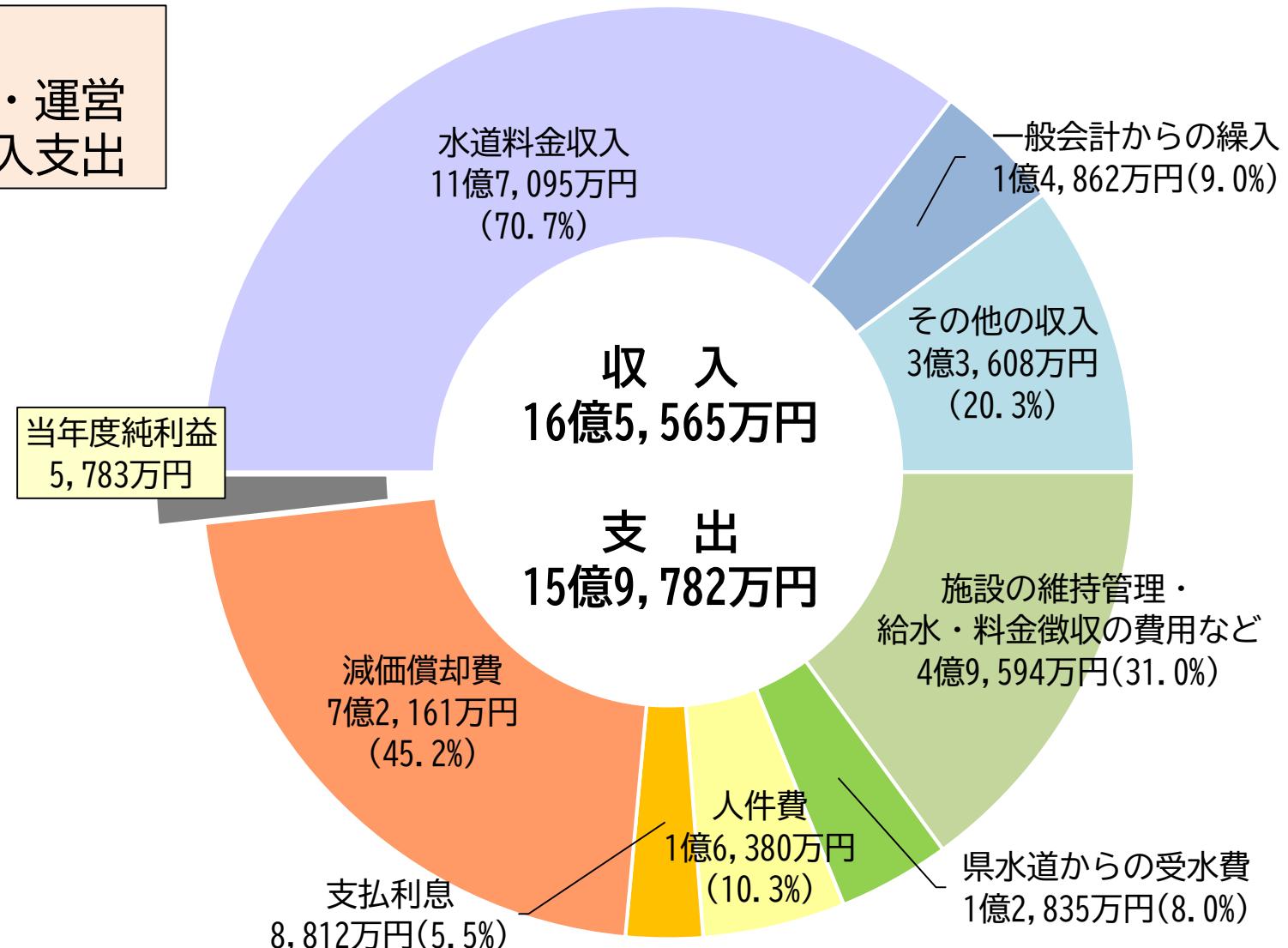
○エネルギーコストの上昇や資材価格、労務単価の高騰に対応するため

人口減少にともなう料金・使用料収入の減少や、エネルギーコストの上昇、資材価格などの高騰により、経費を賄うための料金・使用料収入が不足しています。

⑤-1令和6年度 白山市水道事業 経営成績（損益計算書より）



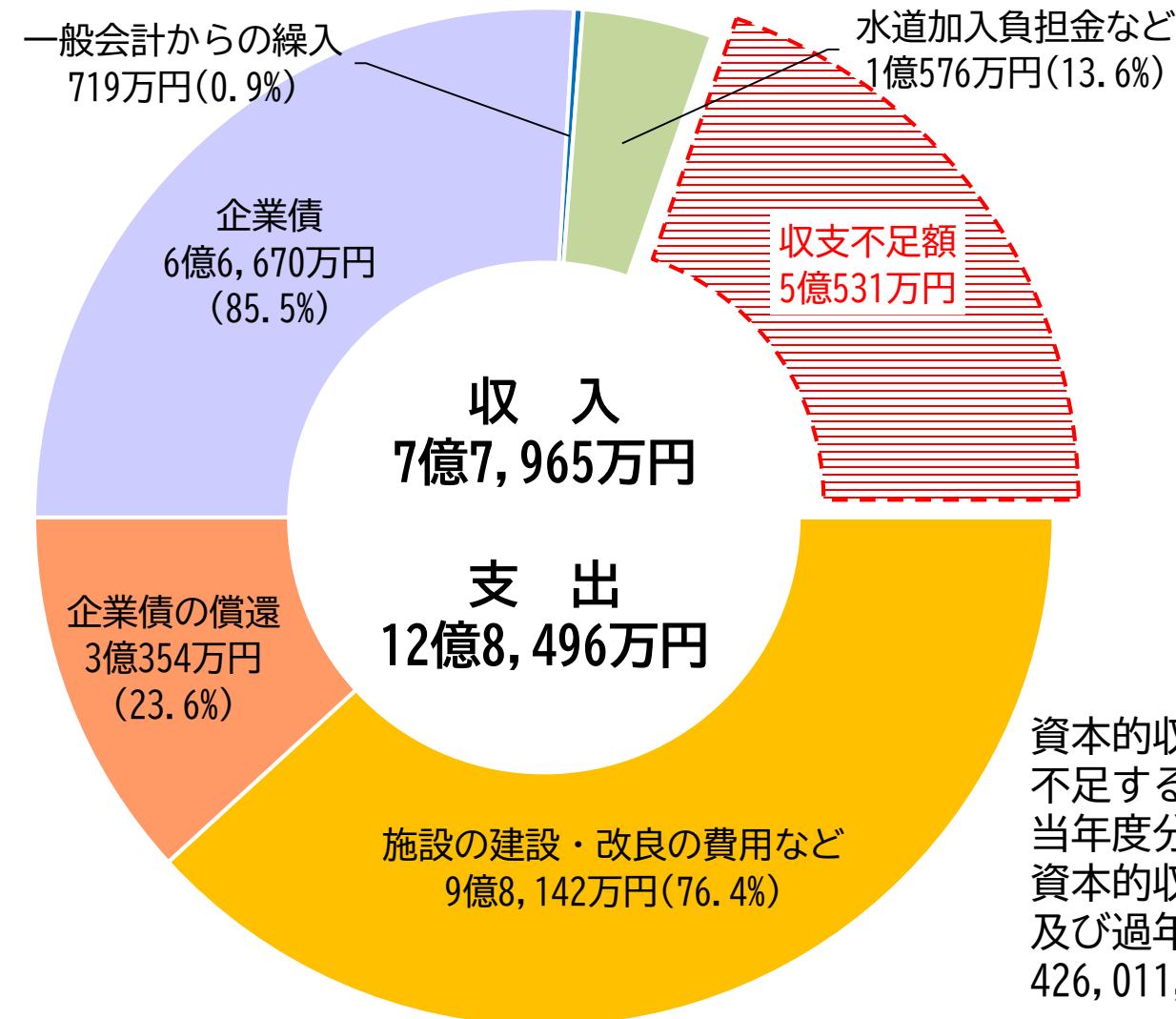
※収益的収支
→事業の管理・運営
に関する収入支出





⑤-2 令和6年度 白山市水道事業 資本的収支決算

※資本的収支
→施設の建設・改良
などに関する
収入支出

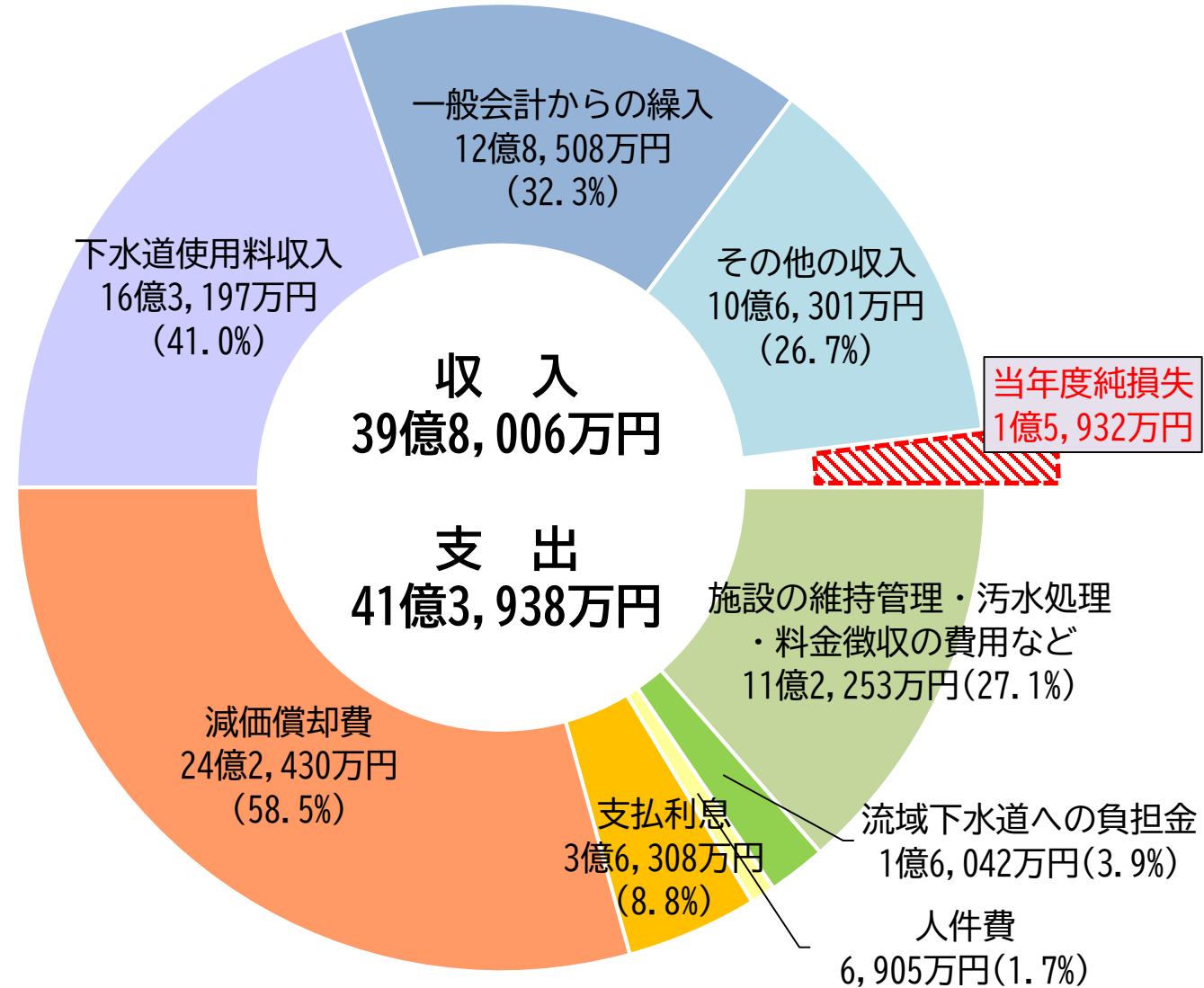


資本的収入額が資本的支出額に不足する額 505,311,143円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額79,299,200円 及び過年度分損益勘定留保資金 426,011,943円で補填した。

⑤-3 令和6年度 白山市下水道事業 経営成績（損益計算書より）



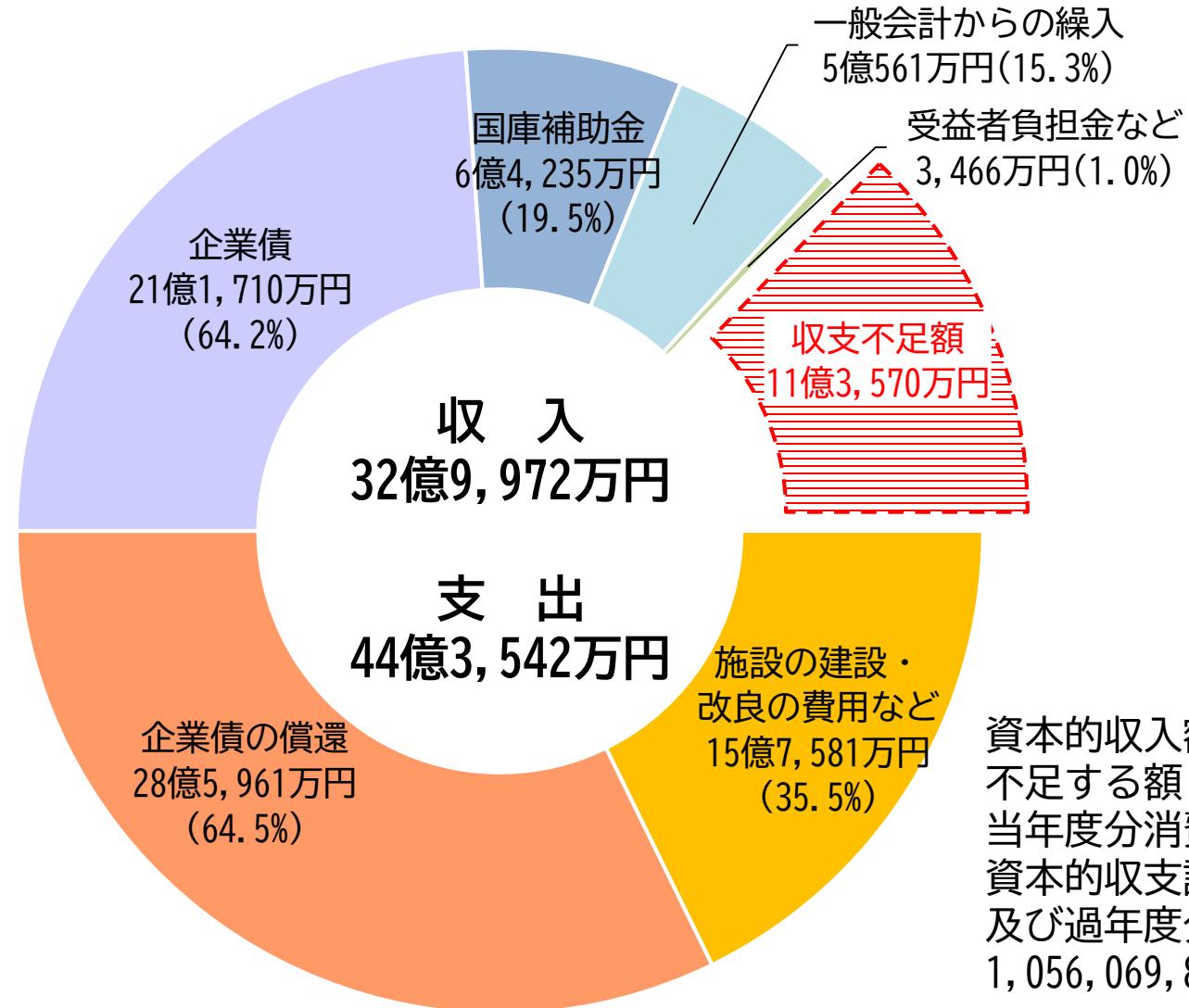
※収益的収支
→事業の管理・運営
に関する収入支出



⑤-4 令和6年度 白山市下水道事業 資本的収支決算

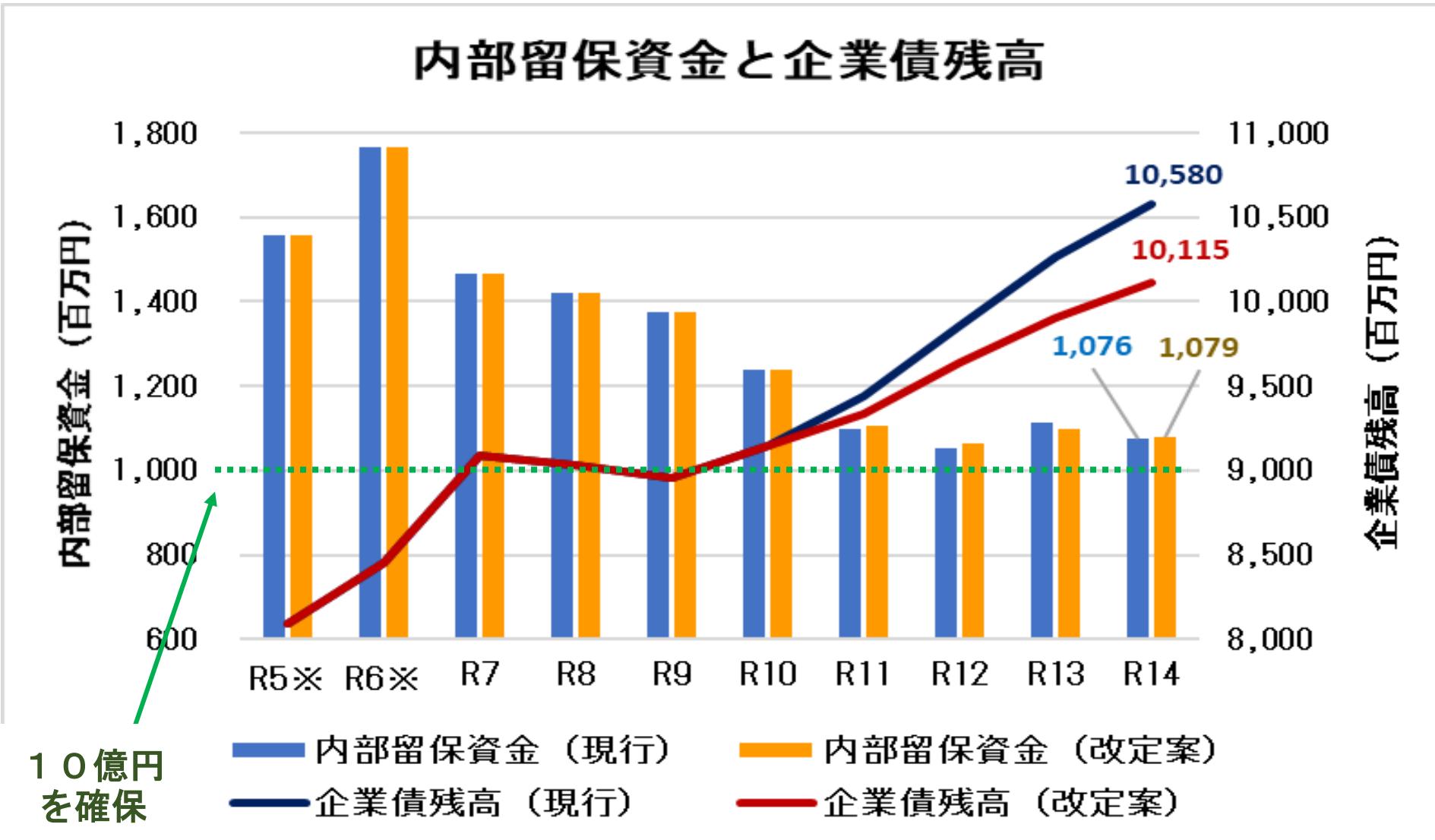


※資本的収支
→施設の建設・改良
などに関する
収入支出

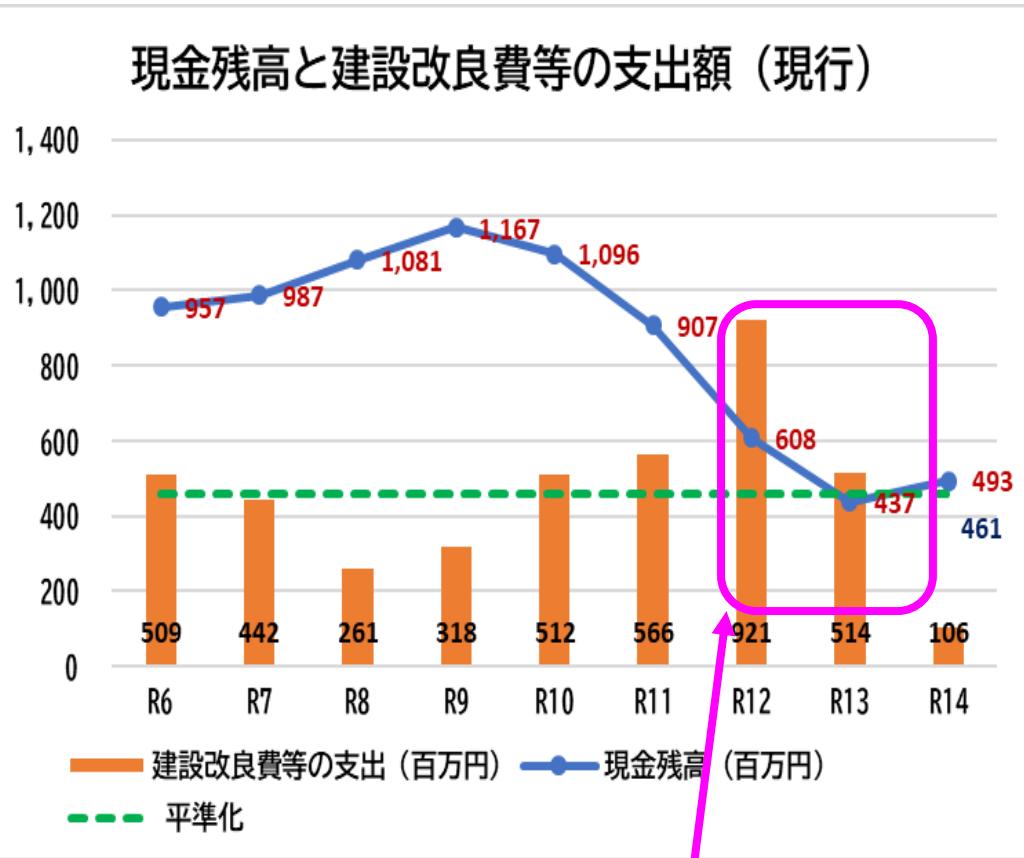


資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,135,700,583円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,630,747円及び過年度分損益勘定留保資金1,056,069,836円で補填した。

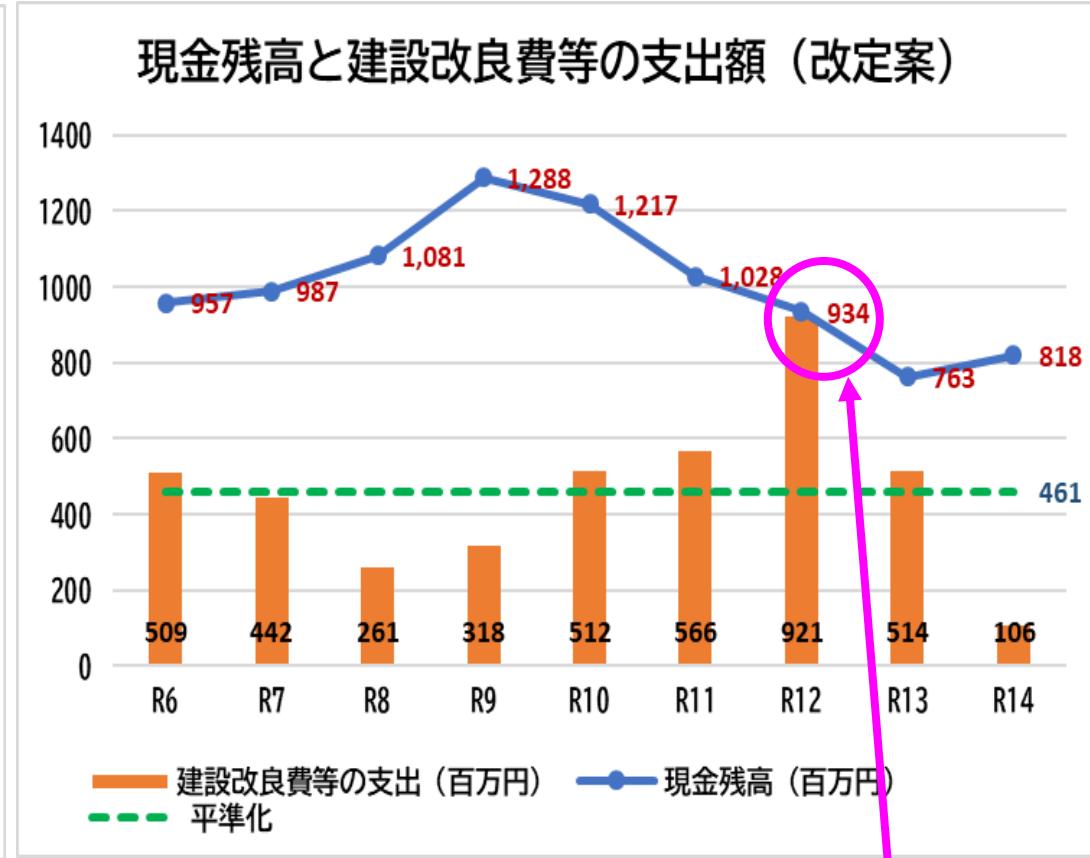
⑤-5 水道事業 内部留保資金と企業債残高（水道事業ビジョン）



⑥ 下水道事業 現金残高と建設改良費等の支出額（公営企業経営戦略）



建設改良費の支出が
現金残高を上回り
資金不足となる



現金残高が支出額
を上回り支払いが
できる



⑦企業債残高対給水収益比率 ⑧企業債残高対下水道使用料比率

⑦

白山市水道	R6	R5※	R4	R3
給水収益（円）	1,170,950,032	1,179,856,660	1,174,219,221	1,164,491,056
企業債現在高合計(円)	8,455,920,217	8,092,764,198	7,436,214,242	7,038,178,731
企業債残高対給水収益比率 (%)	722	686	633	604

企業債残高対給水収益比率 (%) = 企業債現在高合計 ÷ 給水収益 × 100

○家計でたとえると、年収の約7年分の借金があることになります

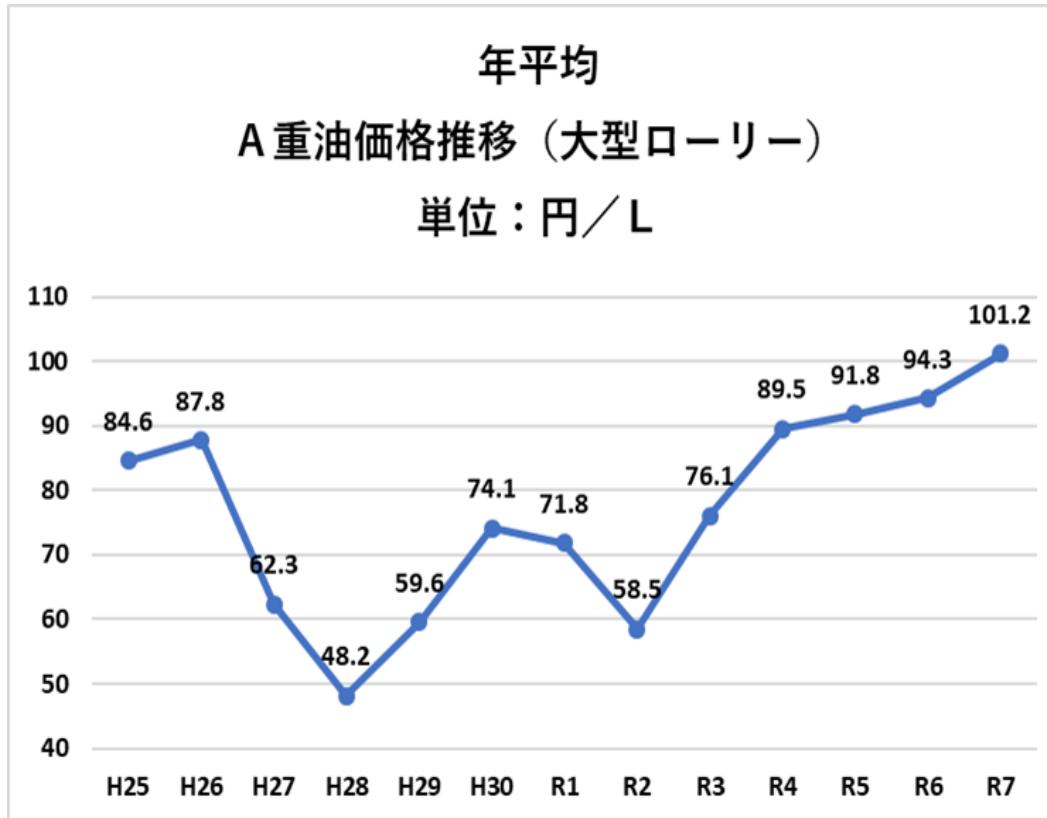
⑧

白山市下水道	R6	R5	R4	R3
下水道使用料（円）	1,631,972,740	1,641,525,265	1,647,081,317	1,632,424,636
企業債現在高合計(円)	33,607,952,791	34,350,158,387	35,821,024,876	37,554,985,230
企業債残高対下水道使用料比率 (%)	2,059	2,093	2,175	2,301

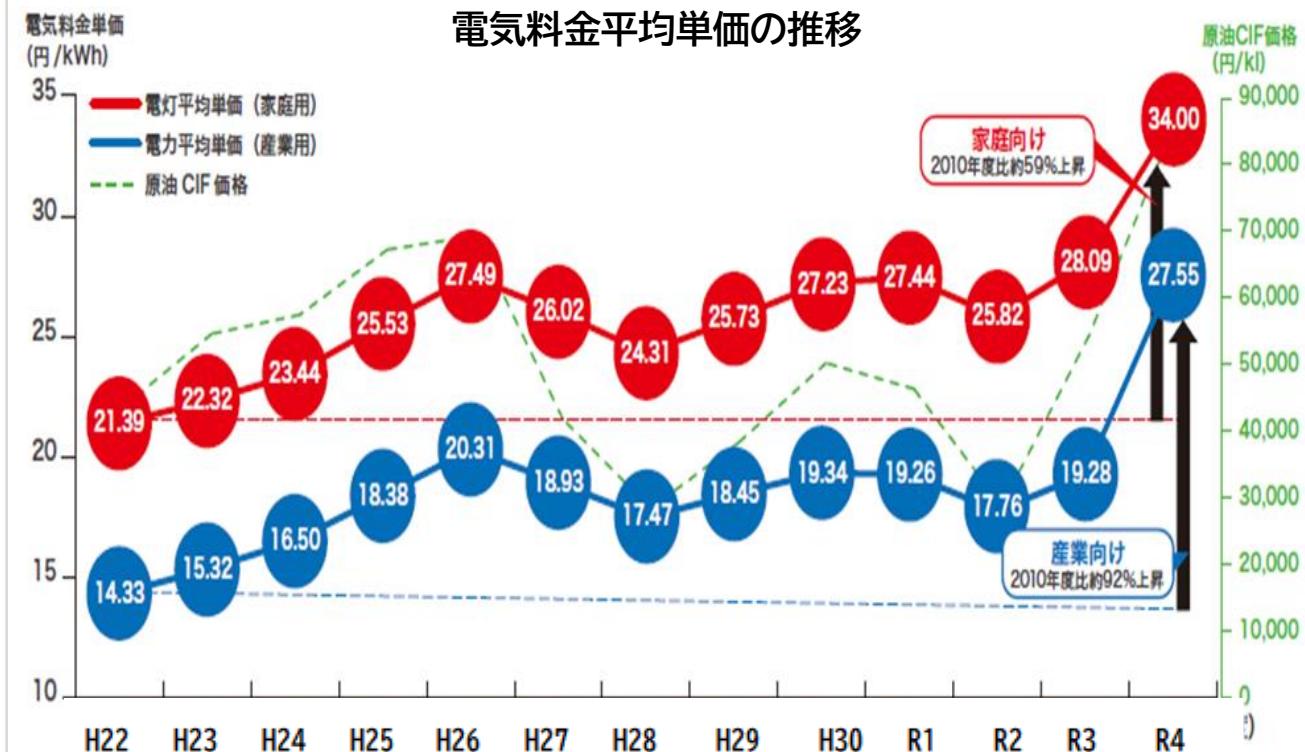
企業債残高対下水道使用料比率 (%) = 企業債現在高合計 ÷ 下水道使用料 × 100

○家計でたとえると、年収の約20年分の借金があることになります

⑨【参考】エネルギーコストの上昇（資源エネルギー庁）

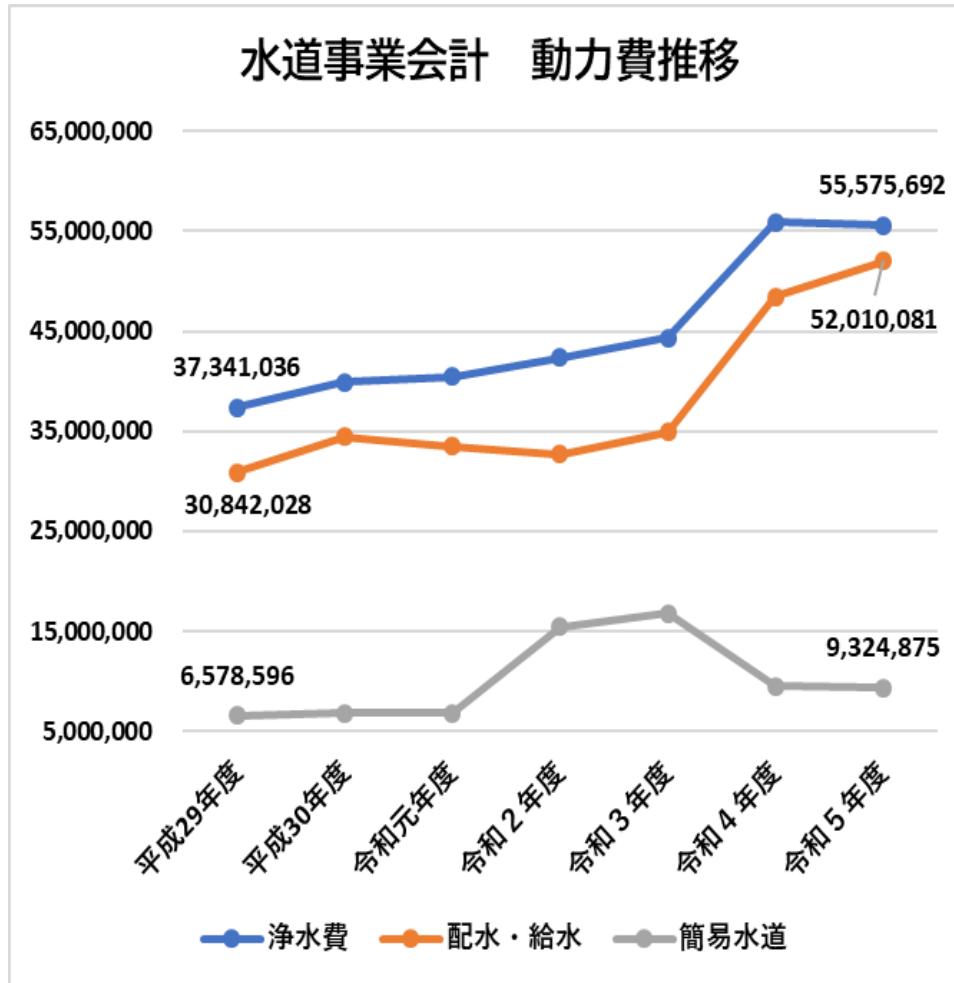


A重油 R2→R7 1.7倍

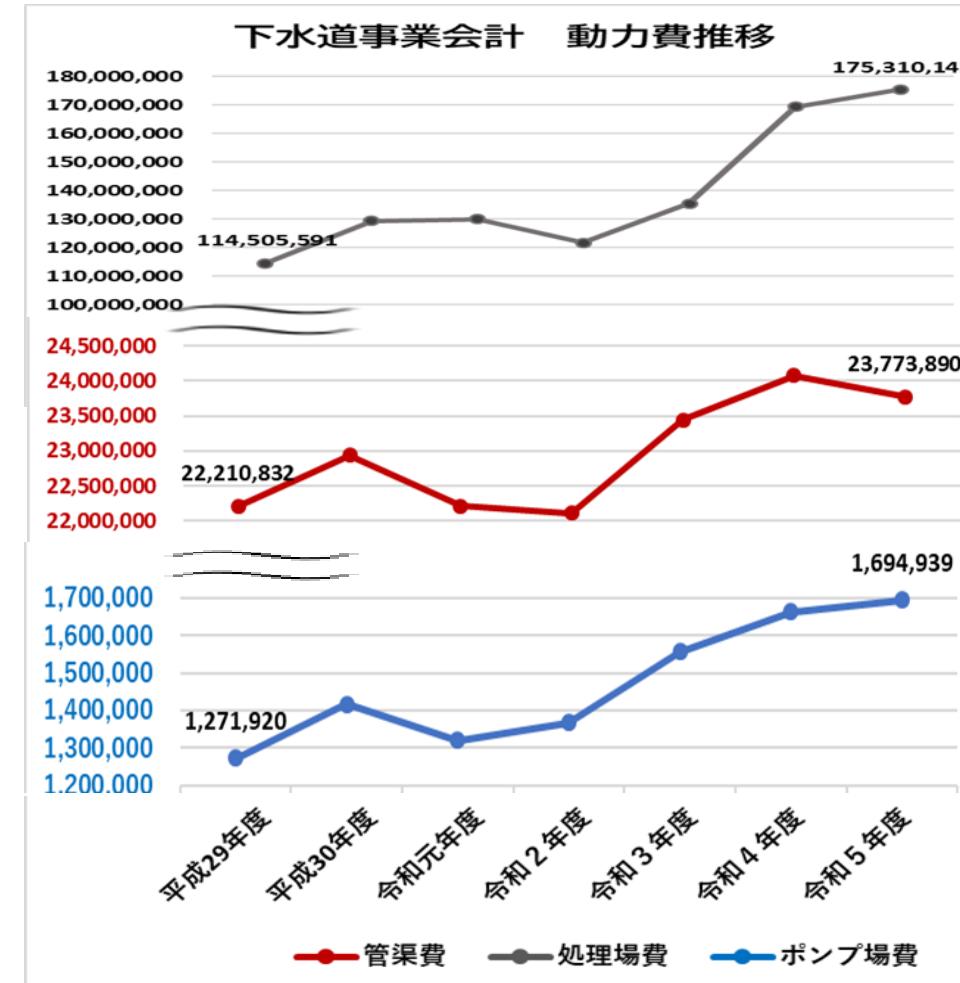


電気料金（産業） H28→R4 1.6倍

⑩白山市水道事業・下水道事業会計（動力費の推移）

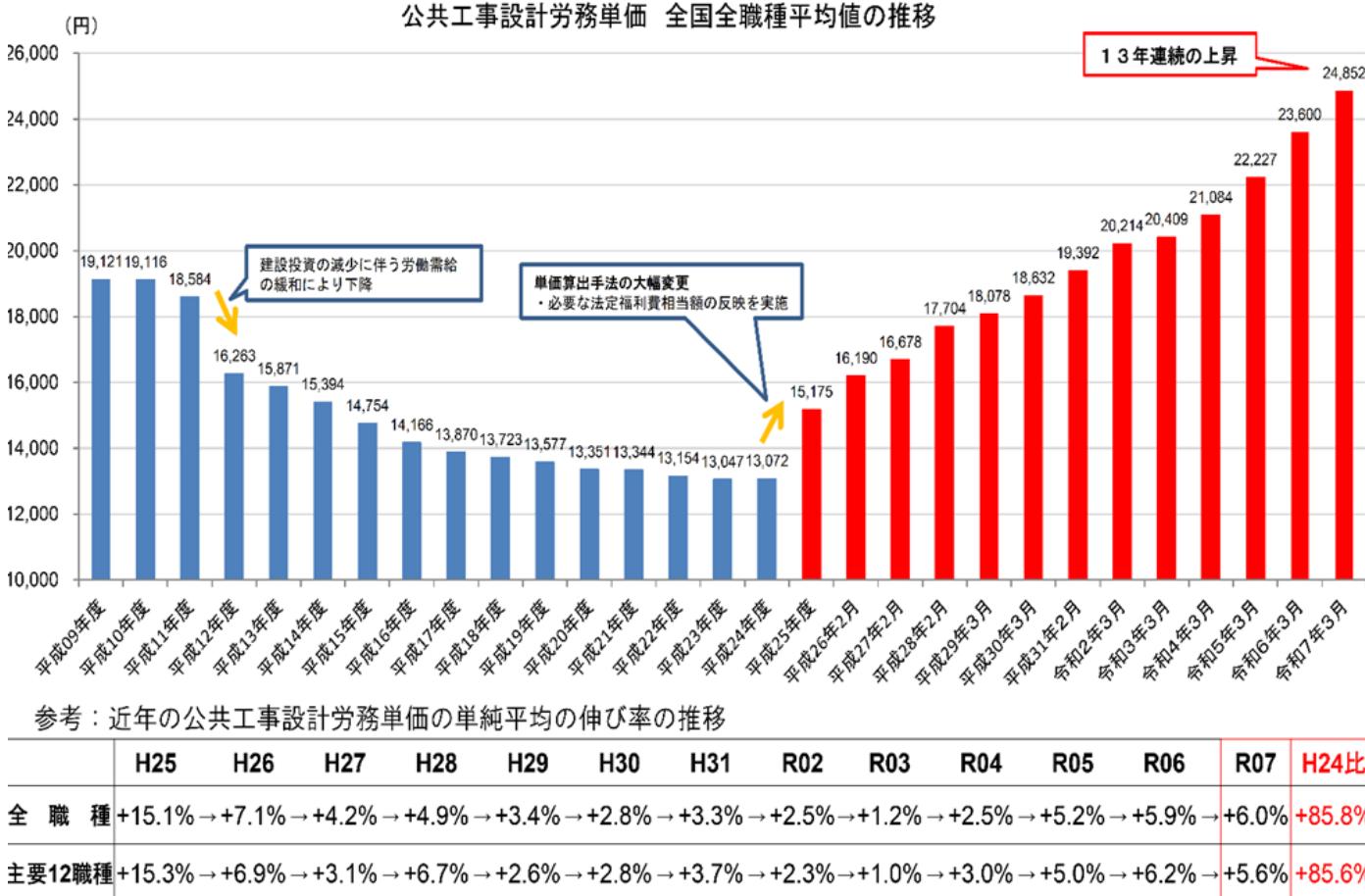


水道事業動力費計 H29→R5 1.6倍
 H29 計 74,761,660円
 R5 計 116,910,648円



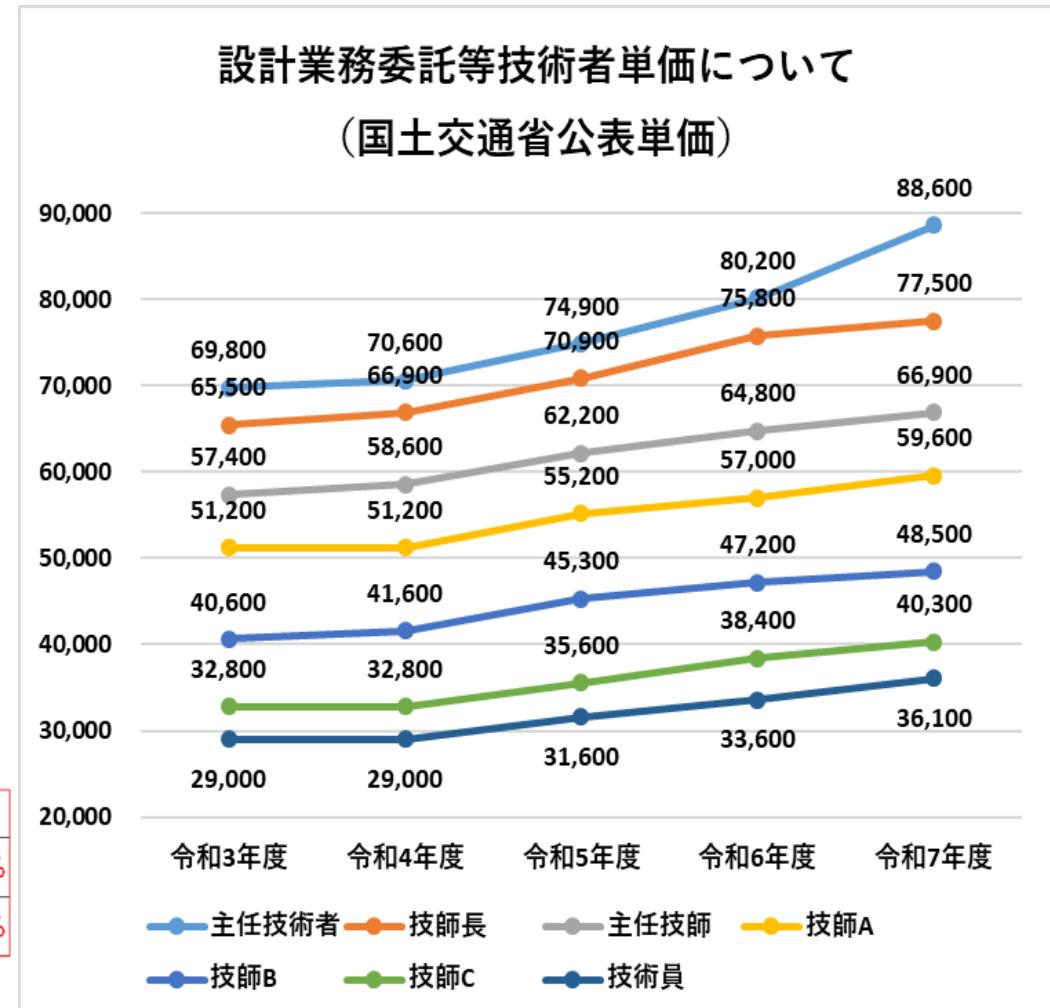
下水道事業動力費計 H29→R5 1.5倍
 H29 計 137,988,343円
 R5 計 200,778,971円

⑪【参考】労務単価の高騰（国土交通省）



労務単価 H24→R7 1.9倍

上下水道部企業総務課



設計技術者単価 R3→R7 1.3倍



⑫白山市の上下水道料金の変遷

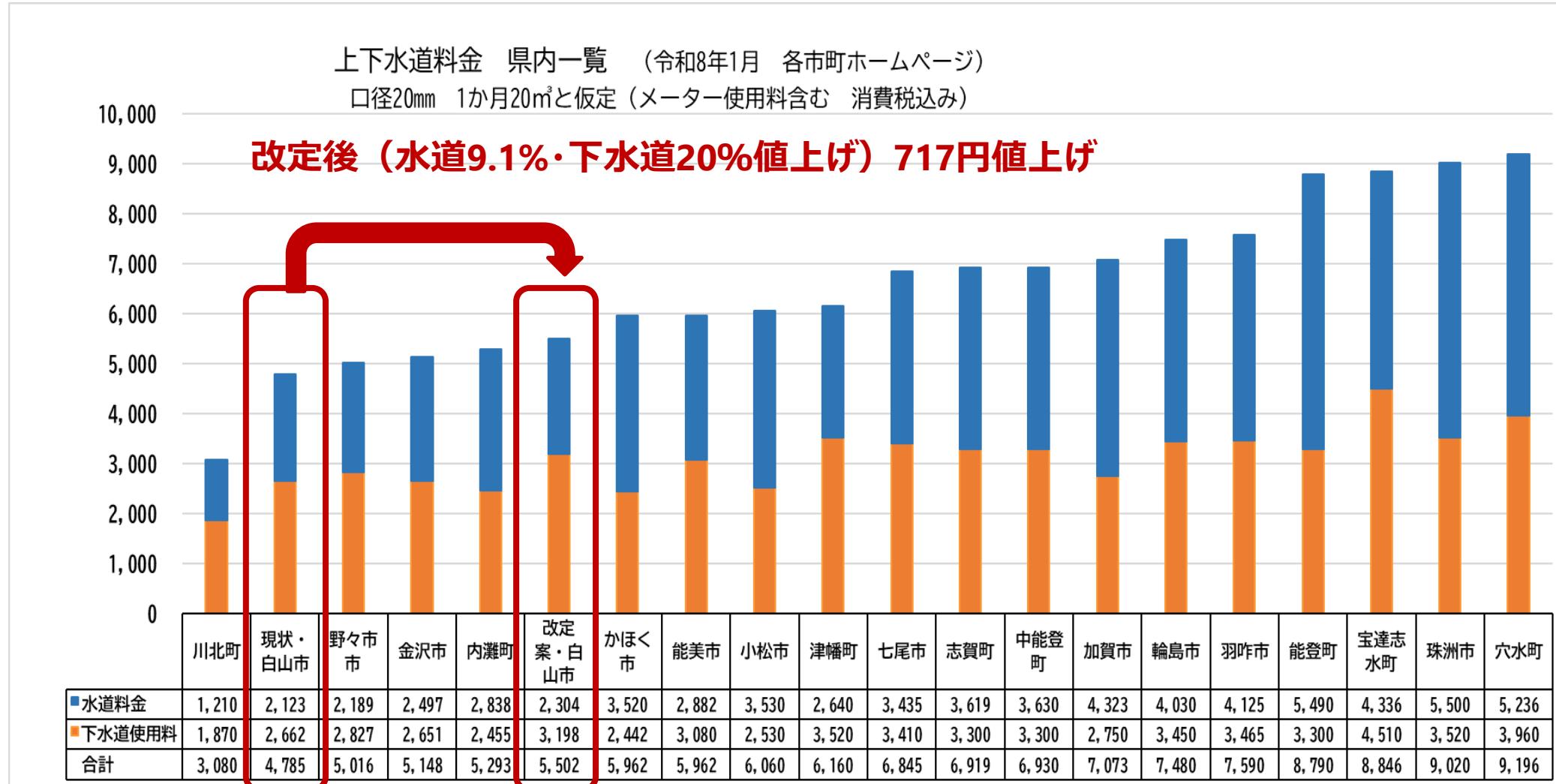
※H19の料金統一前 上水道基本料金 876～ 945円
下水道基本料金 787～ 1648円 超過料金 95～136円
従量使用料 63～178円

		水道		下水		
		基本料金 (税込み価格)	超過料金 1m³あたり (10m³ を超え30m³まで)	基本料金	従量使用料 1m³あたり (10m³ を超え30m³まで)	
○消費税H18～H24 5% H25～H30 8% 令和元～ 10%	松任、美川、鶴来地域の上水道料金の統一	857 (900)	95 (100)	1095(1150)	114(120)	(税込)
	下水道使用料の市内全域統一					
H19. 4～	松任、美川、鶴来地域の上水道料金基本料金改正 (900円→860円) 下水道使用料超過料金の改正 (1m³当たり各10円引き上げ)	819 (860)	95 (100)	1095(1150)	123(130)	40円値下げ 1m³あたり10円値上げ
H23. 10～	消費税表示を内税→外税に改正	819 (884)	95 (102)	1095(1182)	123(132)	(税抜)
H27. 9～	下水道使用料基本料金改正 (1,095円→1,190円)	819 (884)	95 (102)	1190(1250)	123(132)	95円値上げ
R元. 10. 1～	消費税率改正に伴う料金改定	819 (900)	95 (104)	1190(1309)	123(135)	消費税値上げ分 2 %
R3. 4～	3段階で白山ろく地域の簡易水道料金の改定 (松任、美川、鶴来地域の上水道料金と統一 R7. 4分から統一完了) 1段階 R3. 4月使用分～ 2段階 R5. 4月使用分～ 3段階 R7. 4月使用分～ ※白山ろく地域の飲料水供給施設の料金統一未実施	819 (900) 山ろく 税込み価格 ～R3. 3 470 R3. 4～ 556 R5. 4～ 728 R7. 4～ 900	95 (104) 山ろく 税込み価格 ～R3. 3 51 R3. 4～ 61 R5. 4～ 82 R7. 4～ 104	1190(1309)	123(135)	山ろくを3段階で 統一のため値上げ (20m³の場合)
R9 (案)	下水道使用料 基本料金20%値上げ	819 (900)	95 (104)	1428(1570)	123(135)	238円値上げ
R10 (案)	上水道料金 基本料金・超過料金ともに9.1%値上げ	894 (983)	104 (114)	1428(1570)	123(135)	75円値上げ
R12 (案)	下水道使用料 従量料金20%値上げ	894 (983)	104 (114)	1428(1570)	148(162)	25円値上げ

⑬他市との料金比較（1）上下水道料金合算



県内19市町の中で2番目に安い 料金改定案は県内で5番目になる見込み



⑯他市との料金比較（2）上水道料金



※全国平均 $20m^3$ 3,368円/月 (R5 公益社団法人日本水道協会)
県内19市町の中で2番目に安い 改定案でも3番目に安い見込み

市町名	水道料金 (円)
川北町	1,210
現状・白山市	2,123
野々市市	2,189
改定案・白山市	2,304
金沢市	2,497
津幡町	2,640
内灘町	2,838
能美市	2,882
七尾市	3,435
かほく市	3,520
小松市	3,530
志賀町	3,619
中能登町	3,630
輪島市	4,030
羽咋市	4,125
加賀市	4,323
宝達志水町	4,336
穴水町	5,236
能登町	5,490
珠洲市	5,500



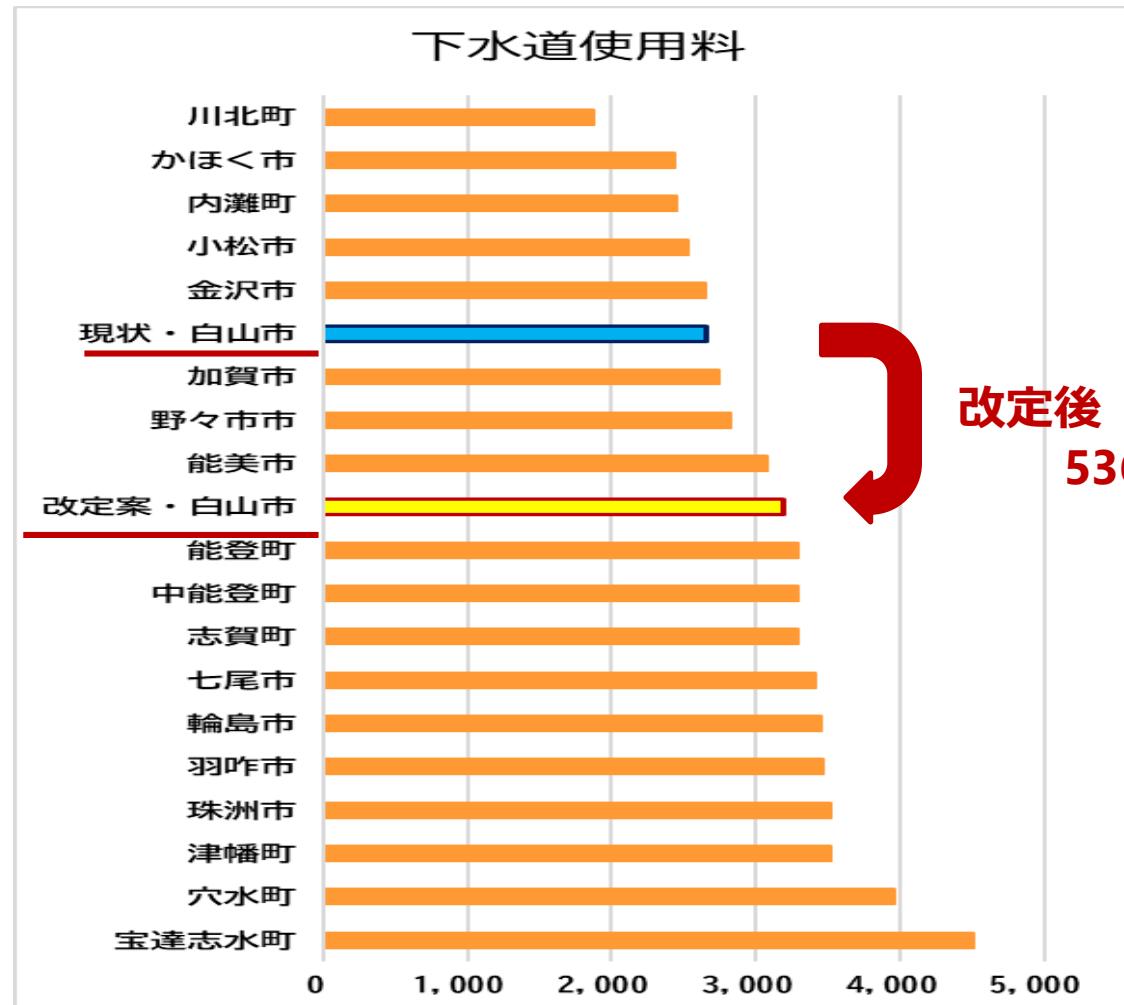


⑯他市との使用料比較（3） 下水道使用料

※全国平均 20m³ 3,156円/月 (R4 国土交通省)

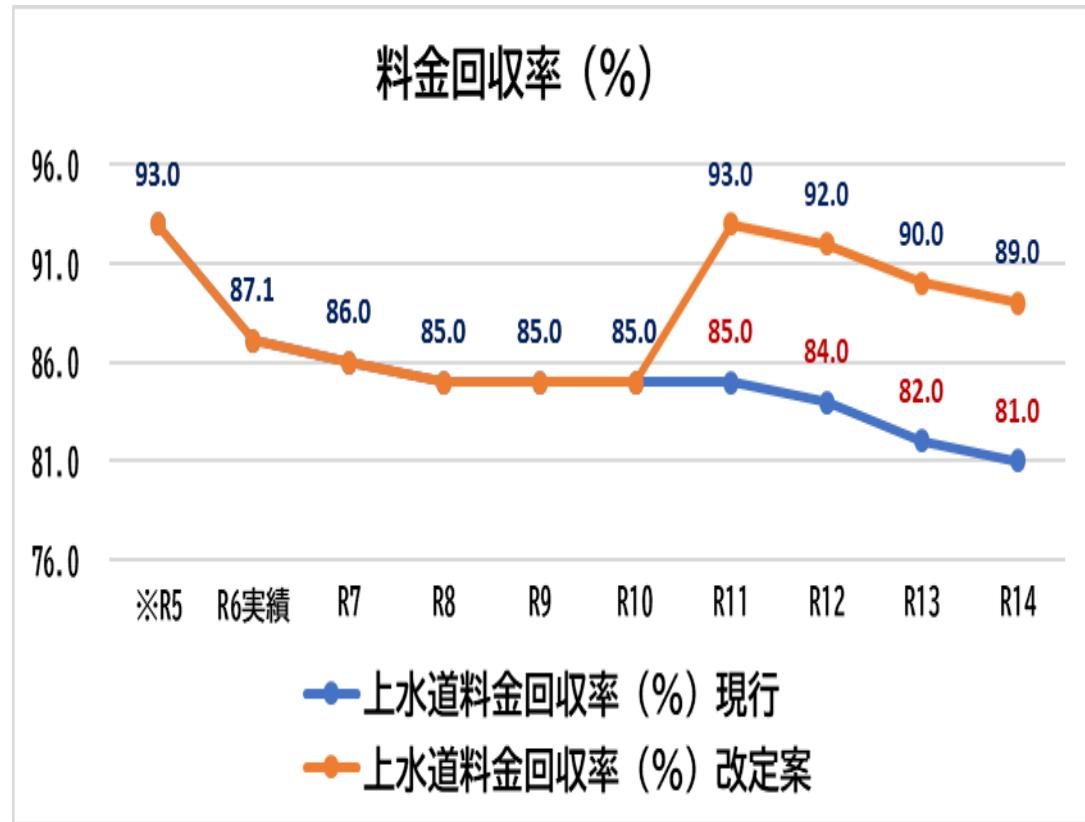
県内19市町の中で6番目に安い
(円) 改定案では9番目になる見込み

市町名	下水道使用料
川北町	1,870
かほく市	2,442
内灘町	2,455
小松市	2,530
金沢市	2,651
現状・白山市	2,662
加賀市	2,750
野々市市	2,827
能美市	3,080
改定案・白山市	3,198
志賀町	3,300
中能登町	3,300
能登町	3,300
七尾市	3,410
輪島市	3,450
羽咋市	3,465
津幡町	3,520
珠洲市	3,520
穴水町	3,960
宝達志水町	4,510

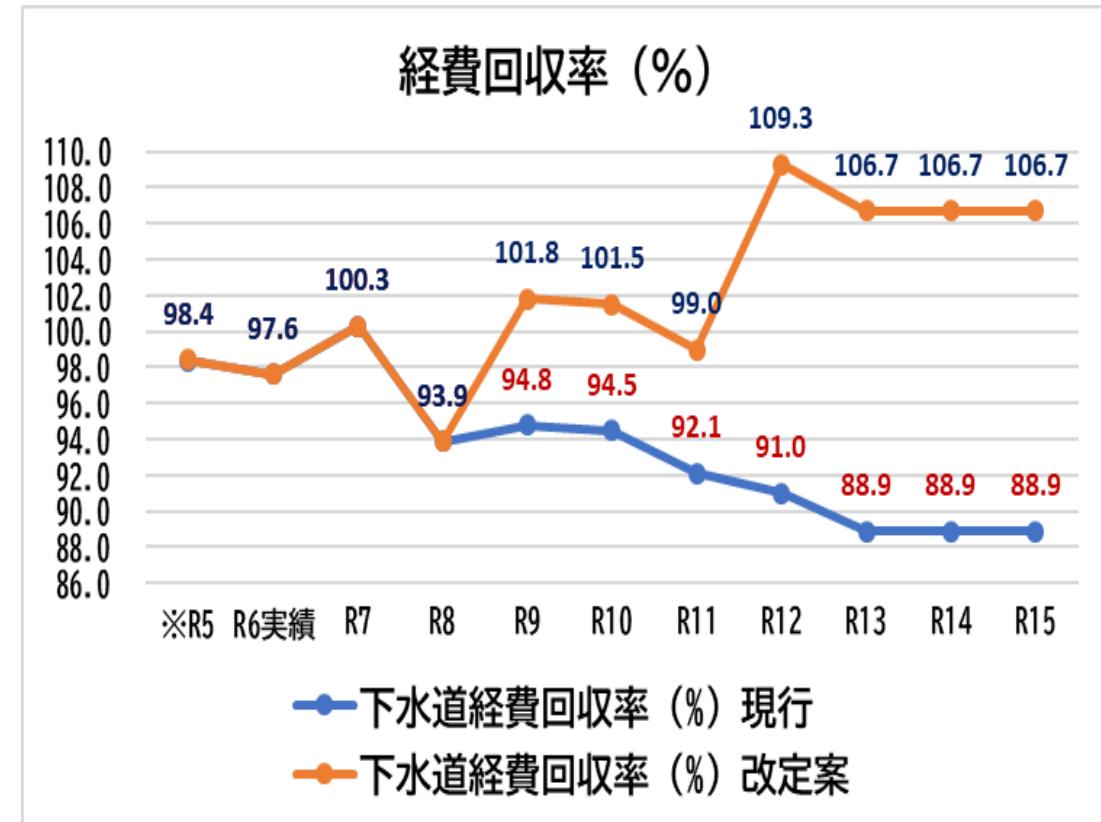




⑯



⑰



料金回収率 = 供給単価 ÷ 給水原価 × 100

※供給単価 1m³の水を供給したときの平均収入額

※給水原価 1m³の水を製造するときにかかる費用

経費回収率 = 下水道使用料 ÷ 污水処理費 × 100

⑯上水道料金及び、下水道使用料収納率



上水道料金収納率	令和5年度 (%)	令和6年度 (%)
現年度	92.7	91.1
過年度	95.6	94.3
加入者負担金収納率	99.0	100.0

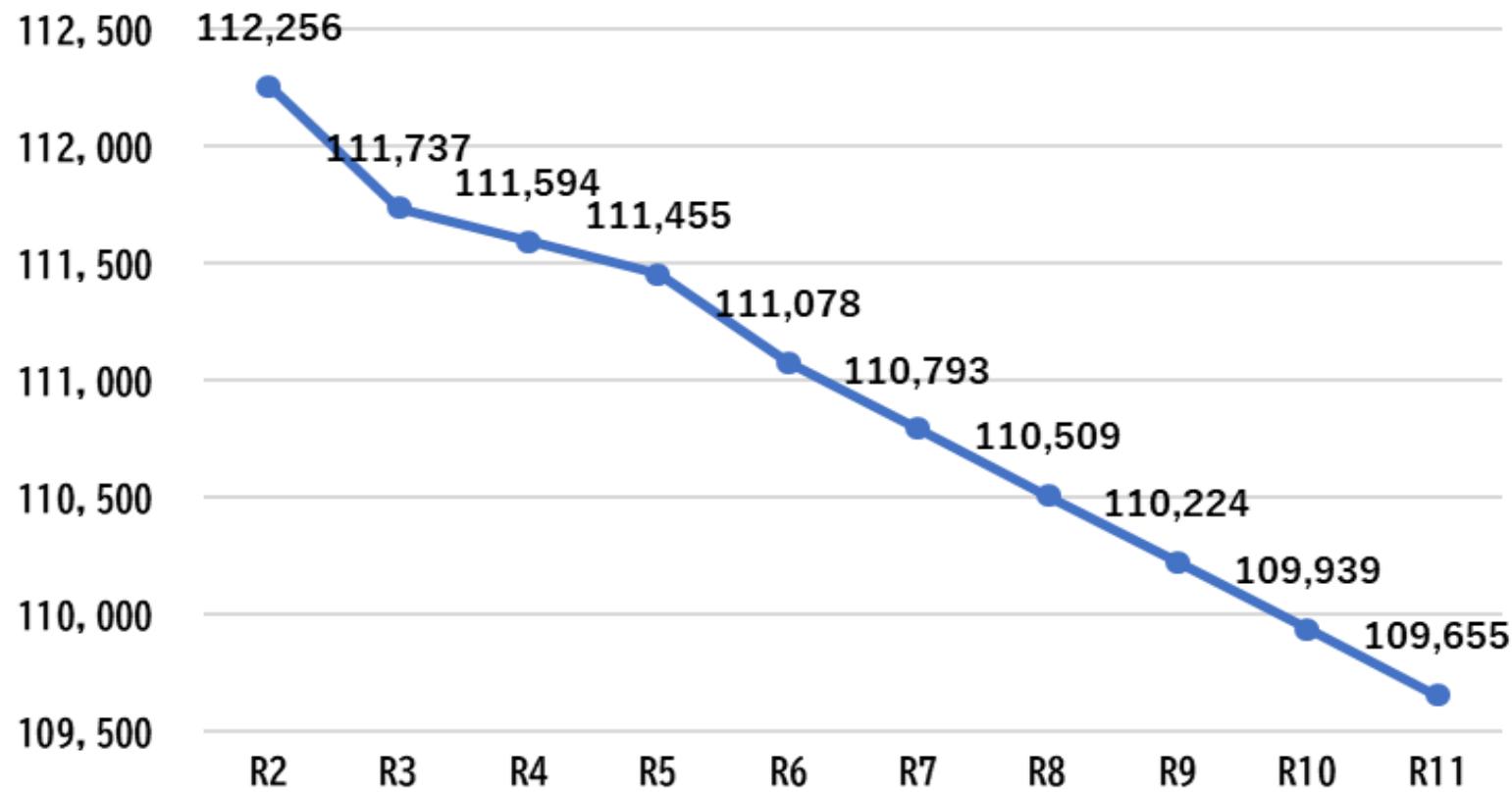
下水道使用料収納率	令和5年度 (%)	令和6年度 (%)
現年度	91.1	91.1
過年度	93.3	94.6
受益者負担金収納率	99.1	100.0

営業努力として、上水道料金、下水道使用料ともに収納率は9割を超えてい

⑯人口推移見込み (公営企業経営戦略)



下水道処理区内人口推移見込み





○災害時の対応のために他市町との協力が必要。そのためにも財政基盤の確立なしにはできないと思う。「災害対策」「将来基盤強化」の目的税化、水道料金への一定額の上乗せもやむを得ないのではないか。

○令和11年度辺りに、約9%の料金値上げを予定しているが、今後の人口減少に伴う料金収入の減少、修繕・更新事業の大幅増などを踏まえ、今後50年、100年を見通した値上げ予定なのか。50年ほど先を見据えた値上げ検討が必要。

能登半島地震による長期の断水被害等を踏まえ、更なる水道施設の耐震化・老朽化対策の推進が必要であると考えており、その財源として、必要なら現行料金から2割から3割程度の値上げは十分許容範囲と考えている。予測整理し、下水道を含めた上下水道のライフラインに関する財政状況と収支見通しについて住民説明会を開催していただきたい。住民への的確な説明がされれば、必ず住民の理解が得られるものと思う。

スケジュール 令和7年度



区分	日時・場所	主な内容
第1回	令和7年 8月29日（金） 午後1時30分～ 市役所7階 議会第3会議室	<ul style="list-style-type: none">委員長及び副委員長の選任市長から諮詢 「上下水道料金体系の適正化について」本市の上下水道の概要について公営企業会計の課題について今後のスケジュールについて
第2回	令和7年10月30日（木） 午前10時～ 市役所7階 議会第3会議室	<p>「上下水道料金の検討について（1）」</p> <ul style="list-style-type: none">料金体系について基本料金のありかた口径別料金大口利用者への対応など市民への周知方法
第3回	平成8年 1月下旬	<p>「上下水道料金の検討について（2）」</p> <ul style="list-style-type: none">前回の意見を反映したシミュレーションにより検討

スケジュール 令和8年度以降



区分	日時・場所	主な内容
第4回	平成8年 5月中旬	「上下水道料金の改定（案）について」
第5回	平成8年 7月中旬	・答申案について 「上下水道料金の改定について」

令和8年

7月 市長へ答申

9月 市議会産業建設常任委員会及び、全員協議会にて説明
(上下水道料金の改定について)

12月 条例改正案提出※水道、下水あわせて提出

令和9年

1月から市民周知期間

(ホームページ、広報などにより市民の理解と協力を得られるよう努める)

令和9年度4月～ 下水道使用料改定適用開始

令和10年1月～ 市民周知期間

令和10年4月～ 水道料金改定適用開始